

葬儀の約束 水の泡

「日本ライフ協会」破産

高齢者から将来の葬儀代などとして集めた預託金の流用が発覚した「日本ライフ協会」（東京都港区）の破産手続きが4月末から始まった。契約者は身元保証や葬儀などのサービスを受けられなくなり、預託金の一部や入会金の返還もかなわなくなった。三笠市の霊園には亡くなった契約者の遺骨が預けられたままになるなど影響は道内にも広がる。専門家は「同様の業者との契約には注意が必要」と指摘している。

（報道センター 石井悠）

「日本ライフ協会は公益財団法人だったのに、簡単に破産したことにショックを受けている」。契約者だった空知管内の男性(69)はそう声を震わせた。

男性には身寄りがなく、その後不安を感じていた2014年9月、協会の存在を知った。身元保証から葬儀・納骨を一括で支援する「みまもり家族事業」に申し込み、約1



日本ライフ協会の職員から預かった遺骨を手にする北海道中央霊園の武田寛理事長＝三笠市

80万円を支払った。ところが、今年に入って預託金の流用が発覚、札幌市内の協会事務所に電話しても「自分たちでは分からない」と言われた。協会の代表的な一括契約のプランは約165万円で、その一部を預託金として会員の葬儀費用の支援に充てる仕組み。協会の公益認定の際は第三者の弁護士が預託金を管理するとしていたが、協会が直

空知男性 身内なく不安 180万円払う

接管理する契約もあり、一部を職員の賞与などに流用していた。

空知管内の男性の場合は、弁護士が預託金を管理する契約で、支払った約180万円のうち預託金約80万円は戻る。だが、入会金や会費、事務手数料などの約100万円については諦めている。同じことを繰り返さないように、国は業者や団体への監督を強化してほしい」と注文する。

三笠市の民間霊園「北海道中央霊園」では、昨年11月に日本ライフ協会の職員が預けた遺骨が、行き場なく宙に浮いている。

霊園によると、協会の契約者だった千歳市の70代男性の遺骨で、契約上は千歳市営の合葬墓に埋葬するはずだったという。預けに来た協会職員は「合葬墓は冬は納骨できない



日本ライフ協会 2002年に設立され、15都道府県に事務所を置き、身寄りのない高齢者や障害者が賃貸住宅に入居する際の身元保証や死後の葬儀・納骨などを代行する「みまもり家族事業」を実施。今年1月に契約者の預託金約2億7千万円を流用したとして、内閣府の公益認定等委員会が運営改善を勧告、責任を取って理事8人全員が辞任した。事業譲渡を予定していた一般社団法人が3月に一転して契約を辞退したため、大阪地裁に申請した民事再生を断念した。預託金の流用発覚時の契約者数は約2600人。

いので、雪解け後に引き取りにくる」と説明したという。霊園は預託金流用の発覚を受け、協会に問い合わせた際に「遺骨は引き取りに行くと返答があったが、3月に入ると連絡が取れなくなつた。霊園の武田寛理事長は「千歳の合葬墓に埋葬することはできるが、本当に遺族がいいいのか分からない状況で進めていいものか」と困惑する。

日本ライフ協会の破産手続きは4月27日に始まった。今後は協会の財産を確定し、契約者に配当金を分配する。協会側は当初、「預託金の約4割は返還できる」としていたが、破産管財人の森恵一弁護士（大阪弁護士会）は「返還額はさらに減る」と説明している。

日本ライフ協会以外にも身元保証や葬儀・納骨を代行する業者がある。「今後は少子高齢化で需要は高まるだろうが、高齢者が業者の善しあしを見極めるのは難しい」（札幌の業者）という見方が多い。

高齢者の葬儀などに詳しい第一生命経済研究所（東京）の小谷みどり主席研究員は「葬儀などを代行してもらう契約にはリスクがあることを理解したほうがよい」として慎重な業者選びを勧める。その上で「葬儀や納骨について親類や友人など身近な人に支援をしてもらうよう、日ごろから関係づくりをしておくことも大事」と話している。